

令和3年度版

第2次尾張旭市男女共同参画プラン(中間見直し版)

年次報告書(令和2年度実施状況)

尾張旭市

第2次尾張旭市男女共同参画プランの概要

1 男女共同参画プラン策定の経緯

本市では、平成17年3月に市における男女共同参画の方向性を示した尾張旭市男女共同参画プランを策定しました。

その後、尾張旭市男女共同参画推進条例を平成25年12月に制定・平成26年4月に施行し、同条例第10条に基づき、今後の本市における男女共同参画をさらに推進するため、平成27年3月に第2次尾張旭市男女共同参画プランを策定しました。

2 第2次尾張旭市男女共同参画プランの基本的な考え方

「女だから」「男だから」という理由ではなく、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、家庭・地域・職場で男女がお互いに支え合い、喜びも責任も分かち合うことができる「男女共同参画社会の実現」を本計画のめざす姿としています。

また、尾張旭市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

めざす姿

男女共同参画社会の実現

基本理念

- 1 個人の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

3 第2次尾張旭市男女共同参画プランの計画期間

平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間としています。

中間年次である令和元年度に中間見直しを実施しました。

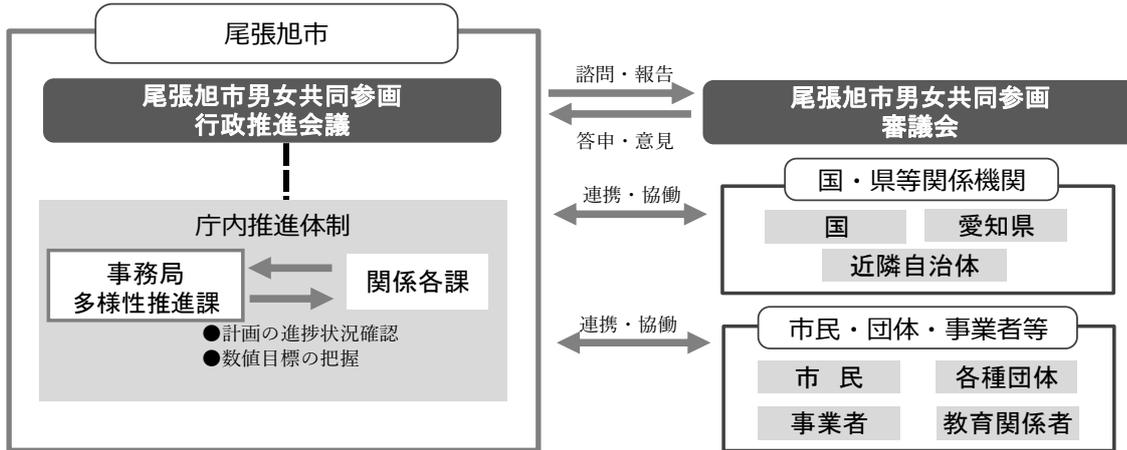
平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
第2次尾張旭市男女共同参画プラン（令和2年度からは「中間見直し版」）									
			基礎 調査	中間 見直し					次期プラン 策定

第2次尾張旭市男女共同参画プランの推進体制・進捗管理

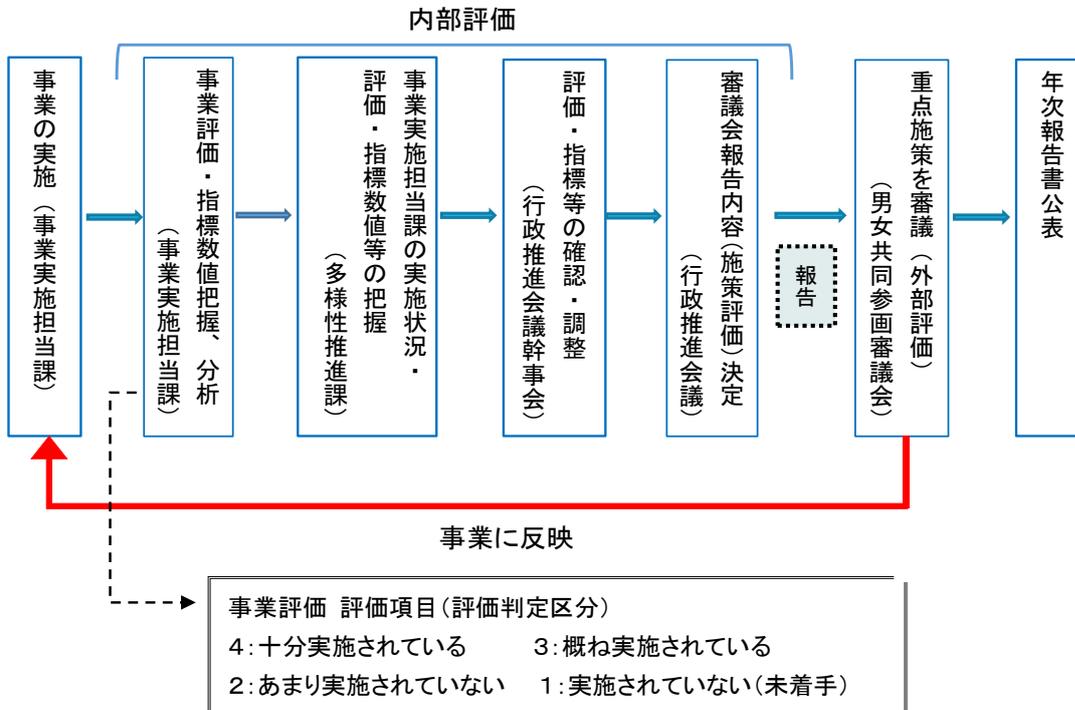
1 プランの推進体制

取組の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。また、「尾張旭市男女共同参画審議会」に毎年度進捗状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。(プラン中間見直し版P.54)

■計画の推進体制 (イメージ図)



2 プラン進捗管理の流れ



目 次

令和2年度実施状況

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

- 施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進…………… 1
- 施策1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実…………… 3

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

- 施策2-1 家庭生活における男女共同参画の推進…………… 5
- 施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進…………… 6
- 施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進【重点施策】…………… 8

基本目標3 労働における男女共同参画(尾張旭市女性活躍推進計画)

- 施策3-1 女性の就労機会の拡大…………… 9
- 施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進【重点施策】…………… 11

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画(尾張旭市女性活躍推進計画)

- 施策4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大…………… 13
- 施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援…………… 14

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- 施策5-1 女性の性や健康に関する理解の推進…………… 15
- 施策5-2 困難に直面する男女への支援…………… 17

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶(尾張旭市DV防止基本計画)

- 施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり【重点施策】…………… 18
- 施策6-2 被害者支援の推進…………… 20

- 指標の推移一覧…………… 21

シートの見方(例)

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

施策 2-3	地域防災における男女共同参画の推進	重点施策
-----------	-------------------	------

【事業評価】

評価項目	4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)
事業評価数	0	2	0	0

今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 地域防災における男女共同参画	36	防災計画策定及び地域活動への女性参画推進	「尾張旭市地域防災計画」の見直しや地域の自主防災組織の活動などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課 (災害対策室)	防災会議で活 度末で活 とができ した。 各課が実施した事業評価を、評価項目ごとに記載	3
	37	男女共同参画による災害時活動の実施	避難所の設営や仮設住宅の管理運営などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課 (災害対策室)	防災ガイドブックに「女性の防災」のページを設け、避難所運営への積極的な参画について記載したほか、乳幼児を持つ母親を対象とした出前講座で、避難所においての母親同士のサポートについて啓発した。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	R2年度					備考
		値	年度	備考	備考		
①防災会議における女性委員の割合	16.0%	16.0%					
②自主防災組織における女性役員の割合	16.7%	17.5%	—	—	—	17.6%	

【施策評価】

【事業】
すべての事業が「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。
令和2年度新規取組
防災ガイドブックに「女性の防災」のページを設け、避難所運営への女性の積極的な参画について記載した。

【指標】
①防災会議における女性委員の割合は、基準値を維持した。現状分析を記載
②自主防災組織における女性役員の割合は、基準値を0.8ポイント上回ったためである。

【今後の対応等】
・防災計画策定への女性の参画率の調査を行う。
・避難所運営への女性の参画率の調査を行う。
今後の対応等を記載

【男女共同参画審議会意見(外部評価)】

審議会意見(外部評価) を記載 (重点施策のみ)

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策 1-1	人権・男女共同参画についての意識啓発の推進
-----------	-----------------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		13	7	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	1	広報誌、情報誌、ホームページなどによる啓発	男女共同参画の理念や目的について、広報誌、情報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して啓発します。	多様性推進課 (市民活動課)	・男女共同参画ニュースを発行し、市役所ロビーに掲示、ホームページにも掲載した。(8月・3月) ・広報6/15号に男女共同参画週間の記事を掲載した。 ・商工会だよりに事業主向けの記事を掲載した。(10月・3月) ・市役所ロビー等のコミュニティビジョンで週間について啓発した。(6月・10月)	4
	2	男女共同参画週間・月間を活用した啓発	国の男女共同参画週間(毎年6月23日から29日まで)、愛知県の男女共同参画月間(毎年10月)等に合わせて啓発を行い、男女共同参画の理解を促進します。	多様性推進課 (市民活動課)	・広報6/15号に週間に関する記事を掲載した。(6月) ・懸垂幕、のぼり旗を掲出した。 ・小学4年生に啓発誌を配布した。(6月) ・職員に男女共同参画の視点を持った公的広報のあり方を周知した。(6月) ・市役所ロビー等のコミュニティビジョンで週間について啓発した。(6月・10月) ・市役所ロビーでパネル展示を実施した。(6月・10月)	3
	3	男女共同参画推進条例の普及・啓発	男女共同参画に関する市民の意識を醸成するため、「尾張旭市男女共同参画推進条例」について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。	多様性推進課 (市民活動課)	・条例の解説版である子ども向け啓発誌を市内小学4年生に配布した。(約950部) ・新規採用職員研修や教員初任者研修で条例の理念を周知した。	4
	4	人権週間との連携推進	毎年12月4日から10日までの「人権週間」に合わせ、人権擁護委員による小・中学校での人権教室の開催、街頭での啓発及び啓発横断幕の掲示等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。	多様性推進課 (市民活動課)	・市内小学校にて人権教室を実施した。(小学3年生・4校) ・市役所バスロータリーにのぼり旗を掲出した。 ・市役所ロビー等のコミュニティビジョンを使用し人権週間や人権擁護委員について周知した。 ・人権週間について広報12/1号で周知した。 ・拠点施設で啓発マスクを配布した。(2,000枚)	4
	5	相談員への男女共同参画の視点の周知	男女共同参画の考え方を踏まえて相談を実施できるよう、人権こまりごと相談、青少年の悩みごと相談、こども・子育て相談、労働相談など、市民相談に関わる相談員に、情報提供を行います。	多様性推進課 (市民活動課)	・人権こまりごと相談員(人権擁護委員)が男女共同参画審議会副会長を務めた。 ・男女共同参画ボランティア団体の会員が人権こまりごと相談員を務めた。	4
② 男女共同参画に関し、男女の共同参画及び提供に関する	6	関連書籍等の充実・貸出し	男女共同参画に関する書籍等(一般書、児童書、視聴覚資料)の収集、閲覧及び貸出しを行い、情報を提供します。	図書館	男女共同参画に関する書籍等の収集、閲覧及び貸出しを実施した。	4
	7	講座・大会・動向等の情報収集・提供	男女共同参画に関する講座、大会及び国際的・全国的な動向等の情報を収集し、提供します。	多様性推進課 (市民活動課)	・県主催の講演会等のチラシをカウンターに設置し、図書館にも提供した。 ・本市の講座の案内を広報誌に掲載した。 ・働き方の国際比較についてのパネル展示を実施した。(12月)	4
	8	多様な性についての情報提供・啓発	多様な性(性的少数者)についての理解促進のため、情報の収集・提供や啓発を実施します。	多様性推進課 (市民活動課)	・多様な性についてのパネル展示を市役所ロビーで実施した。(10月) ・教員初任者研修で、性的少数者について説明した。	3

③ 男女共同参画を阻害する慣行の見直し	9	広報誌など行政情報誌の点検、見直し	男女共同参画の視点を持った公的広報となるよう、広報誌等の点検や職員への注意喚起を行います。	多様性推進課 (市民活動課)	・市から情報を発信する際には、男女共同参画の視点を持って作成や確認にあたるよう、職員に周知した。 ・申請書等における性別記載欄の取扱いについて職員に周知した。 ・他課の作成物を依頼に応じて点検した。	4	
				広報広聴課 (情報課)	広報誌の内容やデザインについて、男女共同参画の視点を取り入れて作成した。	4	
	10	例規の制定・改廃時の点検	例規審査委員会において、例規の制定及び改廃の審査を行う際に、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検します。	総務課 (行政経営課)	例規審査を行う際に、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検した。 (令和2年度例規審査件数:約80件)	4	
				多様性推進課 (市民活動課)	・容姿・性別等に価値をおく施策・イベントは実施していない。 ・男女共同参画週間に合わせ実施したパネル展示において、性別による固定的役割分担意識等について周知した。	4	
	12	ユニバーサルデザインの導入	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮を実施します。また、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保など、男女がともに育児、介護に関わることができるよう施設の改善を図ります。	財政課 (財産経営課)	市役所南庁舎のトイレを多機能トイレや乳幼児連れ利用者に配慮したトイレに改修する実施設計を行った。	4	
				生涯学習課	館内案内をする際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、配慮した上で表示等を行った。	3	
				教育政策課 (教育行政課)	小中学校の体育館用多目的トイレの整備を進めた。 (工事着手)本地原小学校、城山小学校、白鳳小学校、瑞鳳小学校、旭丘小学校、三郷小学校、東中学校、西中学校 (整備済)東栄小学校、渋川小学校、旭中	3	
				文化スポーツ課	ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を継続した。(トイレ自動水洗化工事を男女ともに公平に実施)	3	
	④ 女メ女性の人権に尊おける	13	性の商品化の防止に向けた取組	売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民、地域や学校に呼びかけるとともに、関係機関との連携を強化します。	市民活動課	地域協力員地区集会においてネット犯罪に関する周知を行った。	3
		14	青少年への有害図書等の実態把握	県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書等の販売について、地域からの情報提供がある場合には、尾張旭市少年センターが実態把握を行います。	市民活動課	・有害図書等の自動販売機の設置について、街頭パトロール等で調査した結果、設置は確認できなかった。 ・地域から青少年に有害な図書等の販売について情報提供は無し。	4

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①社会全体での男女の平等感 (「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合)	34.8%	—	—	—	—	—	40.0%	
②「LGBT」という言葉の認知度 (「言葉の意味を知っている」と回答した人の割合)	52.0%	—	—	—	—	—	58.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・男女共同参画ニュースを市役所ロビーに掲示した。
- ・拠点施設で人権週間啓発マスクを配布した。
- ・国際的な動向を周知するためのパネル展示を、市役所ロビーで実施した。
- ・多様な性についてのパネル展示を、男女共同参画月間(10月)に合わせ、市役所ロビーで実施した。

【指標】

①②令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

【今後の対応等】

- ・男女共同参画の考え方を踏まえ相談に応じることができるよう、相談員間での情報共有を図る。また、男女共同参画の情報を相談員に周知する。
- ・図書館で男女共同参画に関する社会情勢を踏まえた最新の書籍等を積極的に収集し、市民に広く情報提供を行う。
- ・多様な性についての啓発を図るため、市民向けの企画を検討する。
- ・ユニバーサルデザインの導入については、既存施設のスペース不足など物理的に整備が難しい場合もあるが、建物の特性に合った代替措置を含め改善方法を検討する。
- ・多目的トイレの未整備校について、整備工事を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、従来の啓発活動が実施できない場合に備え、代わりとなる啓発方法について検討する。

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策 1-2	男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実
-----------	-----------------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)		
事業評価数		9	8	0	0		
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価	
① 学校教育・保育等における男女平等の推進	15	教職員・保育士等向けの研修	教職員や保育士等が、男女共同参画や多様な性(性的少数者)について正しく理解し、学校等の教育・保育現場に活かすための研修を行います。	学校教育課 (教育行政課)	初任者研修において、男女共同参画について教育長の講話や講師による研修を実施した。	3	
				保育課	保育士が市や県の研修に参加し、子どもの個性に合わせた保育を実施した。	3	
	16	教職員・保育士等による研究の推進	男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策やカリキュラムの点検と改善策を検討します。	学校教育課 (教育行政課)	男女平等や異性を尊重することについて、家庭科や社会科、道徳科の授業などを通じ、子どもたちへ伝えていけるよう授業研究をした。	3	
				保育課	保育所保育指針で示されている人権の配慮や人格の尊重を踏まえ、子どもの発達や経験の個人差にも留意して保育の計画を立てた。	4	
	17	学校・保育園等における慣行・教材等の確認	教材、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか点検し、人が人として育つ環境を整えます。	学校教育課 (教育行政課)	男女混合名簿や中学校体育の共修を進めており、不必要な性別による分類等がないようにした。	4	
				保育課	日常的に実施している。保育園での呼称は男女とも「さん」で統一している。	4	
	18	保護者への働きかけ	家庭・学校での男女平等の意識の醸成への協力について、PTA・保護者会・各種行事などを通じて働きかけます。	学校教育課 (教育行政課)	男女平等について各校で進められている教育について、学校だよりやHPで紹介した。	3	
				保育課	具体的な働きかけはないが、行事等を通じて、考え方は示している。	3	
				生涯学習課	PTAも補助対象となる「地域教育力補助金」の対象事業の例に男女共同参画講座を追記した。	4	
	② 子どもに対する意識の醸成男女共同参画の	19	多様な分野への進路指導	小・中学生に対して、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。	学校教育課 (教育行政課)	性差に限らず、本人や保護者の意向を十分に反映させた進路指導を推進した。	3
		20	多様な性を尊重する指導の推進	多様な性を認め、お互いに尊重し合うことができるよう、適切な指導を推進します。	学校教育課 (教育行政課)	教員研修や授業研究を通して、多様な性を認め、お互いに尊重し合うことができるよう、適切な指導を推進した。	3
		21	小・中学生を対象とした啓発の実施	子どもの頃から性別にとらわれない意識を醸成し、男女共同参画の視点を定着させるための啓発を実施します。	多様性推進課 (市民活動課)	・男女共同参画川柳を募集した。(小中学生の部:応募数748作品) ・小学4年生に男女共同参画啓発誌を配布した。(約950部) ・中学校の依頼により市作成啓発ポスター(ワーク・ライフ・バランス、地域防災、DV防止)、県作成リーフレット「ともに支えともに輝く男女共同参画社会」を配布した。 ・教員の研修会で、固定的役割分担意識や性的少数者について説明した。	4
③ 生涯学習における男女共同参画	22	男女共同参画講座の実施	男女共同参画社会について、広く市民に啓発するとともに、男女共同参画に関する理解を深めるため、市民を対象にメディア・リテラシーや女性の活躍など多様なテーマの講座を開催します。	多様性推進課 (市民活動課)	男女共同参画講座「スポーツと女性の活躍」(2回連続講座)をオンラインで開催した。 1回目:2月19日(金) 受講者 計9名 2回目:2月20日(土) 受講者 計8名	3	
	23	各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮	各種講座等の運営にあたり、男女がともに出席しやすい日時に講座を設定します。また、受講者に対して、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等において男女の差別なく取り扱うよう留意します。	生涯学習課	講座の開催日時は男女がともに参加しやすい日時に設定し、受講者は受付順に取り扱うなど、男女の差別なく運営することができた。	4	
				産業課	男女分け隔てなく受講できる内容とし、創業セミナーを開講した。(参加者数:男5人、女6人)	4	
				文化スポーツ課	講座の受講名簿は、男女別ではなく、申し込み順で整理した。	4	
多様性推進課 (市民活動課)	・会場に来ることができない人が自宅から受講できるようオンラインで講座を開催した。 ・講座を行った2回のうち、1回は土曜日に開催した。	4					

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
①学校教育における男女の平等感 (「学校教育」について「平等である」と回答した人の割合)	74.1%	—	—	—	—	—	90.0%	
②男女共同参画に関する講座の参加人数	62人	17人	—	—	—	—	120人	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・PTAも補助対象となる「地域教育力補助金」の対象事業の例に男女共同参画講座を追記した。
- ・男女共同参画について子どもの頃から考えてもらえるよう、男女共同参画川柳に小中学生の部を設け募集した。
- ・中学校の依頼により市作成啓発ポスター(ワーク・ライフ・バランス、地域防災、DV防止)、県作成リーフレット「ともに支えともに輝く男女共同参画社会」を配布した。

【指標】

- ①令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得
- ②男女共同参画に関する講座の参加人数は、基準値を45人下回った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により講座数を減らしたことや、オンライン講座がまだ市民に浸透していないことが要因と考えられる。

【今後の対応等】

- ・教育、保育現場の職員が研修に参加できるよう努める。
- ・新規で行う家庭教育学級や思春期家庭教育学級などの企画検討時に、男女共同参画の視点を取り入れるように努める。
- ・小・中学生を対象とした新たな啓発方法について検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、講座を開催できても受講者が少ない状況であるため、周知や実施方法について検討する。
- ・オンラインによる講座開催も選択肢にしなが、引き続き参加者の増加を目指す。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

施策 2-1	家庭生活における男女共同参画の推進
-----------	-------------------

【事業評価】

評価項目	4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)		
事業評価数	2	5	0	0		
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 家事・育児・介護への男女共同参画の推進	24	各種介護講座等への男性参加の推進	男女が協力して介護を行えるよう、各種介護講座等への男性の参加を働きかけます。	長寿課	・特に男性に特化して参加を働きかけてはならず、男女わけ隔てなく参加を促した。 ・介護予防教室や介護予防だよりを広報に掲載した。	3
				福祉課	新型コロナウイルス感染症の影響等により放課後等デイサービス説明会を中止したが、説明会の動画を作成し、市のホームページで公開した。	3
	25	男性向け家事講座の開催	男女が協力して家事を行えるよう、料理などの家事講座は男性でも参加しやすい内容となるよう努めます。	生涯学習課	・地域ふれあい講座において、性別にかかわらず参加できる料理教室を企画した。(8講座) (新型コロナウイルス感染拡大により7講座は中止) ・市民塾においても、料理教室を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止した。(1講座)	3
	26	保健事業における父親・母親の子育て参加の推進	パパママ教室、乳幼児健康診査時の健康教育等で、家族が協力して育児をすることを推奨します。また、子育てに関する知識の普及を図るため、父子健康手帳等を交付します。	健康課	・夫婦で参加しやすいよう、パパママ教室を土日に年6回開催した。 ・コロナ禍でパパママ教室の参加が難しい方向けに、市ホームページで沐浴や抱っこの仕方などの動画を配信した。 ・母子健康手帳交付時に、父子健康手帳も交付し、妊娠期、出産についての知識や子育てへの参加等、夫婦で意識できるよう、普及・啓発を図った。	4
② 男女平等の家庭教育の推進	27	子育て支援講座等における男女共同参画の啓発	家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するため、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。	子育て相談課 (こども課)	・子育て支援センターにて、子育て支援事業を開催し、男女、皆で協力して子育てをする重要性を伝えた。 ・「すくすく子育て講座」「Let's産後ケア」「赤ちゃんサロン」「双子サロン」等を開催した。	3
	28	家庭教育関係講座等への男性参加の推進	子育てや親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加しやすいよう、開催日時等を工夫します。	こども課	新型コロナウイルス感染症の影響で、例年実施している「こどもまつり」や「もちつき会」は中止となったが、各児童館で父親を対象としたイベント等を開催した。	3
				生涯学習課	令和2年度に発足した「少年少女発明クラブ」の開催日を日曜日にしたことで、男性保護者の付き添いが多く見られた。	4

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①家庭生活における平等感 (「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合)	46.6%	—	—	—	—	—	56.0%	
②家事・育児・介護参画への意識 (家事・育児・介護に男性も参画すべきという考え方について「そう思う」と回答した人の割合)	36.6%	—	—	—	—	—	40.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・放課後等デイサービス説明会を中止した代わりに、説明会の動画を作成し市ホームページで公開した。
- ・パパママ教室の参加が難しい方向けに、沐浴や抱っこの仕方などの動画を市ホームページで公開した。
- ・「少年少女発明クラブ」を日曜日に開催し、男性の家庭教育関係講座等への参加を推進するよう努めた。

【指標】

①②令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

【今後の対応等】

- ・介護における男女共同参画の推進を図るため、介護講座等のイベント開催日を土日にする等、誰もが参加しやすい環境づくりをしていく。
- ・引き続き、公募講座でも男女がともに参加しやすい料理等の家事に関する内容を企画するよう意識する。
- ・保健事業における父親・母親の子育て参加を推進するため、引き続き保健指導やパパママ教室において夫婦で学ぶ機会を設ける。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

施策 2-2	地域社会における男女共同参画の推進
-----------	-------------------

【事業評価】

評価項目	4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)		
事業評価数	3	6	0	0		
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業 評価
① 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備	29	市民団体への啓発	様々な市民団体の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女ともに参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。	市民活動課	・市民活動促進助成金中間報告会について、参加しやすい土曜日に設定した。 ・市民活動講座の開催日について、参加者の希望日時に合わせて設定した。	4
	30	自治会等への啓発	自治会等の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女がともに参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。	市民活動課	新型コロナウイルス感染症の影響等により、自治会等活動促進助成事業中間報告会の一般公開を中止したが、報告会の映像を市のホームページで公開した。	3
	31	定年退職者向け地域活動の紹介	地域活動の情報を収集し、定年退職者等に紹介することにより、地域活動・行事に参加しやすい環境をつくり、地域活動の活性化を図ります。	長寿課	・コロナ禍におけるシニアクラブ加入促進活動への支援を行った。 ・介護予防教室等を紹介するパンフレットに、市内の集いの場等を集約したガイドマップの紹介を掲載した。	3
				市民活動課	各地区公民館に配置された校区担当職員と情報共有を図り、地域での活動を支援した。	3
② 地域活動における男女共同参画の推進	32	自治会等での重要な役職への女性の登用の働きかけ	自治会など地域の団体に対して、役員選定の際、性別にとらわれない登用を働きかけます。	市民活動課	自治会、町内会から役員の選定に関する相談を受けた際に、性別にとらわれない登用について説明した。	3
	33	性別にとらわれないPTA活動等への参加啓発	PTA役員や学校評議員において、性別にとらわれない参加の啓発に努めます。また、PTA母親代表の名称について、見直しを働きかけます。	生涯学習課	・性別にとらわれず、男女がPTA活動に参加することができた。 ・PTA母親代表の名称見直しについて、市小中学校PTA連絡協議会の会議において情報提供した。	4
				学校教育課 (教育行政課)	学校評議員46名の内、22名を女性が務めた。	4
	34	大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し	大会や競技会等の準備段階から、性別により業務の役割を区別しないようにするなど、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。	市民活動課	自治会、町内会から大会等に関する相談を受けた際に性別で役割を区別しないことについて説明した。	3
	35	市民団体やボランティア等と連携した事業の実施	男女共同参画に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して実施します。また、市民団体やボランティア等が行う男女共同参画に関する講座の企画や運営、団体同士の連携を支援します。	多様性推進課 (市民活動課)	ボランティア団体等と連携した講座等が延期となったため、来年度のイベントで連携して啓発することとした。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①地域活動の場における平等感 (「地域活動」について「平等である」と回答した人の割合)	58.7%	—	—	—	—	—	66.0%	
②町内会長・自治会長の女性の割合	14.0%	13.6%	—	—	—	—	15.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・自治会等活動促進助成事業中間報告会の一般公開を中止したが、報告会の映像を市のホームページで公開した。
- ・PTA母親代表の名称見直しについてPTA連絡協議会へ情報提供を行った。

【指標】

①令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

②町内会長・自治会長の女性の割合は基準値を0.4ポイント下回った。実際に活動しているのが女性であっても、役員は世帯主である男性にしている場合もあるため、実態に沿わない割合となっている可能性が考えられる。

【今後の対応等】

- ・定年退職者による地域活動の活性化を図るため、イベント等で勧誘を行い、シニアクラブ会員数の増加を目指す。
- ・町内会長・自治会長の女性の割合増加のため、世帯主以外も役員になれる旨を自治会などに周知する。
- ・市民活動団体と連携した講座の企画や運営を行う。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

施策 2-3	地域防災における男女共同参画の推進	重点施策
-----------	-------------------	------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		0	2	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 地域防災における男女共同参画	36	防災計画策定及び地域活動への女性参画推進	「尾張旭市地域防災計画」の見直しや地域の自主防災組織の活動などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課 (災害対策室)	防災会議において、女性委員が所属する団体が令和2年度末で活動を終了するため、女性視点で意見をいただくことができる新たな団体に委員を推薦してもらえよう調整した。	3
	37	男女共同参画による災害時活動の実施	避難所の設営や仮設住宅の管理運営などにおいて、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を進めます。	危機管理課 (災害対策室)	・防災ガイドブックに「女性の防災」のページを設け、避難所運営への積極的な参画について記載した。 ・乳幼児を持つ母親を対象とした出前講座で、避難所における母親同士のサポートについて啓発した。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①防災会議における女性委員の割合	16.0%	16.0%	—	—	—	—	24.0%	
②自主防災組織における女性役員の割合	16.7%	17.5%	—	—	—	—	17.6%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。
令和2年度新規取組
防災ガイドブックに「女性の防災」のページを設け、避難所運営への女性の積極的な参画について記載した。

【指標】

①防災会議における女性委員の割合は、基準値を維持した。現在、委員が定員に達しており、新規委員を選任できないためである。
②自主防災組織における女性役員の割合は、基準値を0.8ポイント上回った。ただし、市民への周知に課題がある。

【今後の対応等】

- ・防災計画策定への女性参画推進のため、防災会議の委員として女性の視点を反映できる新たな団体の調査を行う。また、女性が参加しやすい体制を構築する。
- ・避難所運営への女性参画の必要性を周知するため、「女性の防災」について市ホームページに掲載する。
- ・防災での役割で女性が担えることについて、出前講座や講習会等で啓発する。

【男女共同参画審議会意見(外部評価)】

- ・防災会議の女性委員の割合については数値目標の達成も大切であるが、実際の場で女性の意見が反映されているかも大切である。
- ・防災会議は長く務める委員も多く、女性の割合も平行線である。世代交代を進める必要性を感じる。
- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座に女性が参加することで、防災会議への道づくりになるとよい。
- ・若い方に向けて、地域防災における男女共同参画についての市民講座を開講することを検討してほしい。

基本目標3 労働における男女共同参画

【尾張旭市女性活躍推進計画】

施策 3-1	女性の就労機会の拡大
-----------	------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		5	5	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 女性の職業能力 開発の支援	38	職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性が働く意欲を高め、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。	産業課	愛知県の労政担当、市商工会、ハローワーク瀬戸などと連携して、女性の就業促進に関する取組について周知を図った。	3
				多様性推進課 (市民活動課)	・あいち女性の活躍促進プロジェクトである女性管理職養成セミナー等のチラシをカウンターに設置した。 ・市ホームページに、女性の活躍に関するリンクを掲載し、情報提供に努めた。 ・男女共同参画審議会の会場に、女性の活躍等に関するチラシを設置した。	4
② 多様な働き方の条件整備	39	事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発	企業と就労者に対し、パンフレット等を通じて女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。	産業課	・公共施設窓口などに愛知労働局作成のパンフレットなどを設置し、女性の職種・職域拡大の必要性を啓発した。 ・市ホームページで情報提供するとともに、市商工会と連携し、各種啓発などを行った。	3
				多様性推進課 (市民活動課)	・県の親子ジョシゴト応援セミナー等のチラシをカウンターに設置した。 ・市ホームページに、女性の職種・職域拡大に関するリンクを掲載し情報提供に努めた。 ・「商工会だより」10月号に、女性の活躍促進宣言に関する記事を掲載した。 ・男女共同参画審議会の会場に、女性の活躍等に関するチラシを設置した。	4
	40	事業主等への多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供	女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態(フレックスタイム制、在宅勤務制等)や事例について情報提供を行うほか、子育て後に、経験を活かせる職場に復帰できるよう、再雇用制度の普及啓発を図ります。	産業課	「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」や「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の取組について、市ホームページから案内した。	3
多様性推進課 (市民活動課)				・「商工会だより」3月号に、テレワークの推進など多様な就業形態に関する記事を掲載した。 ・「働き方の国際比較」についてのパネル展示を市役所ロビーで実施した。(12月) ・男女共同参画審議会の会場に、ワーク・ライフ・バランス等に関するチラシを設置した。	4	
③ 女性の再就職や起業への支援	41	就業支援機関の情報提供・紹介	女性の就職・再就職活動を支援するため、情報の提供や相談先の紹介を行います。	産業課	尾張旭市ふるさとハローワークで、求職者に対する支援を行った。(月～金曜日9時～16時30分)	3
				多様性推進課 (市民活動課)	・市ホームページに女性の再就職等の相談・支援先についてのリンクを掲載し情報提供に努めた。 ・関係機関のチラシを窓口を設置するとともに、関係課に情報を提供した。	3
	42	起業支援情報の提供	ウィルあいちが行う女性の起業相談など起業支援情報の提供を行います。	産業課	創業セミナーを開催した。(全5回、9～10月の火曜日午後、参加者数:男5名、女6名)	4
				多様性推進課 (市民活動課)	・市ホームページにウィルあいちについてのリンクを掲載し情報提供に努めた。 ・チラシを窓口を設置するとともに、関係課に情報を提供した。	4

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①職場における平等感 (「職場」について「平等である」と回答した人の割合)	36.2%	—	—	—	—	—	50.0%	
②創業セミナーにおける女性参加者の割合	70.0%	54.5%	—	—	—	—	70.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・男女共同参画審議会の会場に、女性の活躍等に関するチラシを設置した。
- ・「商工会だより」10月号に、女性の活躍促進宣言に関する記事を掲載した。
- ・「働き方の国際比較」についてのパネル展示を市役所ロビーで実施した。
- ・男女共同参画審議会の会場に、ワーク・ライフ・バランス等に関するチラシを設置した。

【指標】

①令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

②創業セミナーにおける女性参加者の割合は、基準値を15.5ポイント下回った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、創業志向が弱まったと考えられる。

【今後の対応等】

- ・引き続き、チラシの設置や、関係団体を通じた情報提供、啓発に努める。
- ・創業セミナーにおいては、託児体制を確保するなど女性が受講しやすい環境の構築を目指す。

基本目標3 労働における男女共同参画

【尾張旭市女性活躍推進計画】

施策 3-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	重点施策
-----------	-----------------	-------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		2	12	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 仕事と家庭生活を両立できる 職場環境の整備	43	ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を提供し、企業への普及を促進します。	産業課	市ホームページなどでファミリー・フレンドリー企業に関する情報を企業向けに周知した。	3
				多様性推進課 (市民活動課)	市ホームページに「ファミフレネットあいち」のリンクを掲載し啓発した。	3
	44	企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	多様な働き方が実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法、育児・介護休業制度等について企業に啓発します。	産業課	・愛知県や庁内関係部署と連携し、「ノー残業デー」の啓発物品を配布した。 ・働き方改革の啓発に関するパンフレットなどを窓口や商工会、ハローワーク経由で配布した。	3
				多様性推進課 (市民活動課)	・商工会だより3月号にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組に関する記事を掲載した。 ・市役所ロビーのパネル展示で、育児介護休業制度や長時間労働の是正など働き方改革関連法について周知した。(12月)	4
	45	市職員の育児休業等の取得促進	育児休業等を取得しやすい環境整備や、男性職員の子育て目的の休暇等の取得を促進するための情報提供等を実施します。	人事課	父親となる職員に対して、子育て目的の休暇等の取得に係る資料等を提供し、取得促進を図った。	3
	② 職場における男女	46	法制度等の周知・啓発	事業主や従業員等に対して、「男女雇用機会均等法」など労働関連法令等の周知・啓発を行います。	産業課	・市ホームページにて男女雇用機会均等法について周知を行った。 ・働き方改革の啓発に関するパンフレットなどを窓口や商工会、ハローワーク経由で配布した。
47		農業・商工業等自営業における経営への男女共同参画の推進	男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関(JA、商工会等)と連携協力し、意識啓発に努めます。	産業課	男女問わず育児・介護休業が取れる職場環境の整備についての記事を、商工会だよりに掲載した。	3
③ ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援サービスの充実	48	託児ボランティア団体への支援	子育て中の保護者が、学習活動に参加しやすいよう、託児ボランティア団体を支援します。	生涯学習課	託児ボランティアグループ「トロロの会」の会議開催等を支援した。	4
				子育て相談課 (こども課)	・市役所各課の子育て託児ボランティア活動調整を支援。こどもの発達センター3回、こども未来課1回の託児付事業を支援した。 ・託児ボランティア研修会、新規登録説明会を実施した。	3
	49	ファミリー・サポート・センターの充実	保護者の就労や地域活動等参加の際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。また、平日に就労する人が参加しやすいよう、土曜日にも登録説明会を開催します。	子育て相談課 (こども課)	・新型コロナウイルス感染防止のため、託児を伴う登録説明会を個別(随時)説明に変更して実施した。男性の新規登録もあった。 ・保育園、児童クラブ、小学校の説明会、3か月健診、パパママ教室にてファミリー・サポート・センターのチラシを配布した。	3
	50	児童クラブをはじめとした放課後児童の居場所づくりの充実	放課後に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるとともに、民間事業者への支援を継続して実施します。	こども課	・公立9クラブ、民間8クラブ(委託事業)で放課後児童クラブを実施した。 ・待機児童対策の一環として、児童館でのランドセル来館の試行検証を行い、令和3年度から本格実施に移行することを決定した。	3
	51	病児・病後児保育の充実	病氣中、あるいは病氣の回復期のため、児童が保育園・幼稚園・小学校などに通えなかったり、保護者の都合で保育できなかったりする場合に、児童を施設で一時的に預かります。	保育課	・医療法人あらかわ医院に事業を委託した。 ・0歳から9歳までの病氣中、あるいは病氣回復期の児童を保護者が保育できない場合に実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から利用率は大幅に下がっている。	3
	52	多様な保育ニーズへの対応	保護者の就労形態に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や休日保育などを実施します。	保育課	・延長保育を公立保育園9園、私立保育園3園で実施した。 ・休日保育を保育所てんとう虫で実施した。 ・サポート保育を公立保育園10園、私立保育園2園で実施した。	3
	53	地域包括ケアシステムの構築の推進	支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、市民への周知を図ります。	長寿課	・子育て世代を含む、高齢者を介護する家族の相談を行った。 ・介護家族等を対象に家庭介護教室を開催した。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
①市内ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	4企業	—	—	—	—	5企業	
②「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数	3事業所	3事業所	—	—	—	—	5事業所	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

ワーク・ライフ・バランスについて周知するため、働き方に関するパネル展示を市役所ロビーで実施した。

【指標】

①市内ファミリー・フレンドリー企業数は、基準値を1社上回った。企業向けの周知の成果が出ていると思われる。

②「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数は、基準値を維持した。市内事業所への周知に課題がある。

【今後の対応等】

- ・ファミリー・フレンドリー企業について、ホームページ以外の情報提供方法について検討する。
- ・男性職員が育児休業を取得しやすい環境整備や情報提供方法等を検討する。
- ・託児ボランティア会員の増員に向け、大学や利用者OBなどへ幅広くPRを行う。
- ・ファミリー・サポート・センター充実のため、広報等で新規会員を募集する。
- ・高齢者に関する様々な相談に対応できるよう、職員研修の充実、関係機関との情報交換を行い、相談窓口の広範な連携強化を図る。
- ・「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数増加のため、関係機関と連携した啓発活動を展開する。

【男女共同参画審議会意見(外部評価)】

- ・職場における男女平等についての啓発は、農業協同組合や商工会との連携が大切である。経営者が女性活躍の意識を持たなければ、働き方は変わらないと感じる。啓発画像等を商工会のかたに見ていただくなど意識づくりに努めてもらいたい。
- ・「市内ファミリー・フレンドリー企業数」の指標については、令和6年度の目標値が低いと感じる。
- ・県のホームページへのリンクではなく、市のホームページを見ただけでファミリー・フレンドリー企業について内容が分かる形にした方が効果的だと感じる。また、インターネットはアクセスをしなければ閲覧ができないので、その点も考慮する必要がある。
- ・ファミリー・フレンドリー企業の市広報誌への掲載や、市職員の名刺にファミリー・フレンドリー企業を周知するQRコードを載せることを考えても良いのではないかと。
- ・ファミリー・フレンドリー企業に登録するメリットを中小企業に提示することで興味を持ってもらえるのではないかと。

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

【尾張旭市女性活躍推進計画】

施策 4-1	政策・方針決定の場への女性の参画の拡大
-----------	---------------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		4	1	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 市が設置している審議会等への女性の登用推進	54	市が設置している審議会等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用	市が設置している審議会等の委員の女性登用率の目標を設定し、その実現に取り組みます。また、すべての委員会の委員がどちらか一方の性に偏らないように努めます。	人事課	委員改選時等に附属機関担当課から委員調整の協議があるが、附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第4条に定める女性委員比率に適合するよう回答した。 (参考) 総機関数:24 女性委員を含む機関数:24 委員数(内女性委員数):295(124)人	4
	55	企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発	民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるように啓発に努めます。	産業課	創業セミナーでは、女性講師を採用したほか、女性経営者による創業経験談も盛り込み、内容の充実を図った。	3
				多様性推進課 (市民活動課)	・あいち女性の活躍促進プロジェクトである女性管理職養成セミナーや県作成「女性の活躍女性管理職比率向上推進事業」のリーフレットをカウンターに設置し啓発した。 ・「商工会だより」10月号に、女性の活躍促進宣言に関する記事を掲載した。	4
	56	女性職員の管理職等への登用	「尾張旭市人材育成基本方針」に従い、女性職員の能力開発を進めるとともに、管理職への積極的な登用に努めます。	人事課	管理監督者への女性の積極的な登用に努め、定期人事異動に反映した。	4
57	女性教職員の管理職への登用	女性教職員の管理職への積極的な登用に努めます。	学校教育課 (教育行政課)	他市町と比較しても、女性の管理職への積極的な登用に努めた。	4	

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
①審議会等における女性の割合 (各年4月における尾張旭市の審議会等の女性委員の割合)	40.5%	42.0%	—	—	—	—	40.0%	
②市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率	20.3%	20.3%	—	—	—	—	20.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。
令和2年度新規取組
「商工会だより」に女性の活躍促進宣言に関する記事を掲載し、企業への啓発に努めた。

【指標】

①審議会等における女性の割合は基準値を1.5ポイント上回り、目標値に達した。要綱にて、女性委員の構成比率を定めた成果が出ていると考えられる。
②市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率は基準値を維持し、目標値に達した。ただし、継続的な女性職員の人材育成を進める必要がある。

【今後の対応等】

- ・審議会等への女性の登用については、今後も同様の取組を進め目標値達成を維持していく。
- ・尾張旭市人材育成基本方針に従い、女性職員の能力開発を進め、管理職への積極的な登用に努める。

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

【尾張旭市女性活躍推進計画】

施策 4-2	女性が力を持った存在になることへの支援
-----------	---------------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		2	2	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 女性のエンパワーメントの推進	58	市民活動リーダーの育成	政策決定や意思決定の場に参画する女性を増やすため、女性リーダー育成セミナー等の情報提供を通じ、女性リーダーの育成を推進します。	多様性推進課 (市民活動課)	・愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講候補者を募集した。(広報2/1号) ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者推薦は、これまで1名に限定してきたが、複数名を推薦できるよう取扱いを変更した。また、受講候補者募集チラシを作成し周知した。	4
	59	女性のロールモデルの発掘と活躍事例の紹介	様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供を推進します。	多様性推進課 (市民活動課)	・様々な企業で働く女性管理職の声を掲載した愛知県作成の啓発誌をカウンター等に設置した。 ・異性が多い職場で働く職員のインタビューを掲載した子ども向け啓発誌を小学4年生に配布した。(約950部)	3
	60	女性の活躍促進宣言等の普及・啓発	女性の活躍促進宣言や、あいち女性輝きカンパニー認証制度に関する情報を提供し、企業等への普及を促進します。	多様性推進課 (市民活動課)	商工会だより10月号で「女性の活躍促進宣言」の募集記事を掲載した。	4
	61	女性活躍等の取組が優良な企業等への支援	女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組む事業所を評価するための入札制度を検討し、実施に努めます。	総務課	「女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を公共調達において評価する取組方針」を策定した。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
男女共同参画人材育成セミナー修了者数	13人	14人	—	—	—	—	18人	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーに多くの女性が参加できるよう、受講候補者の推薦人数枠を増やした。また、受講候補者募集チラシを作成し、周知に努めた。
- ・商工会だより10月号で「女性の活躍促進宣言」の募集記事を掲載した。
- ・「女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を公共調達において評価する取組方針」を策定した。

【指標】

男女共同参画人材育成セミナー修了者数は基準値を1人上回った。ただし、過去には応募がない年もあることから周知方法に課題がある。

【今後の対応等】

- ・ロールモデル発掘のため、女性の活躍事例の情報収集に努める。
- ・女性活躍等の取組が優良な企業等を支援するため、令和3年度から総合評価落札方式・企画競争方式にて評価を実施する。また、市内事業者へ取組方針及び認証等の取得について啓発する。
- ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの参加者を増やすため、受講生からセミナー受講のメリット等を聴取し、広く周知することを検討する。

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策 5-1	女性の性や健康に関する理解の推進
-----------	------------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		4	3	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 妊娠・出産に関わる保健施策の充実	62	母体保護の普及・啓発	パパママ教室、ヤング健診事後教室、乳幼児健康診査時における教育内容などを充実し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの切れ目ない支援のために母子保健コーディネーターを配置している。 ・母子健康手帳交付時に、全妊婦に対し、身体面、精神面、経済面、家族関係等に至るまで聴取し保健指導している。 ・パパママ教室、新生児訪問、乳幼児健康診査時の個別指導では母体の健康管理に関する正しい知識の普及や啓発を行っている。 ・18～39歳の市民を対象にしたヤング健診・結果説明会では、生活習慣病予防及び健康管理のための知識の普及・啓発を行った。 	3
	63	妊婦・産婦健康診査の実施	安心して健康に妊娠期・産褥期を過ごせるよう、妊婦・産婦健康診査受診票及び妊産婦歯科健診受診券を交付し、健康管理を支援します。	健康課	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票14回・子宮頸がん検診受診票1回・産婦健康診査受診票1回、妊産婦歯科健診受診券1回を交付した。また、定期的に健診を受診してもらう必要性を保健指導し、健康管理及び疾患等の早期発見・治療を行えるようにした。	4
	64	妊産婦へのきめ細かな相談・指導の実施	リスクを伴う可能性の高い妊婦及び妊娠・出産中に異常がみられる妊産婦を、母子健康手帳交付時や妊娠後期電話相談、新生児訪問、医療機関との連携などにより把握し、相談や個別指導で支援します。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターを中心に、母子健康手帳交付時に面接をし、保健指導している。 ・リスクの高い妊婦の把握をし、妊娠期から必要な支援を行った。 ・低体重出生児や産後の育児不安や産後うつなどの疑いのあるケースは、医療機関や子育て支援室等と連携を図り、助産師・保健師による訪問指導・個別指導等を行っている。 	4
② 性に関する情報や学習機会の提供	65	性に関する正確な理解の推進	身体の仕組み、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどについての情報の提供や、学ぶ機会を設けます。	学校教育課 (教育行政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業などで実際に話を聞く機会や、養護教諭による性教育等を計画的に指導し、正確な知識を身につけさせている。 ・道徳科の授業などで、異性を尊重することなどについての学習機会を設けた。 	4
				健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳になった市民(成人式参加者)に、性(妊娠する力)についての冊子を配布した。 ・新生児訪問では、必要に応じ、助産師による家族計画指導を行った。 	3
	66	性感染症予防の啓発	エイズ、淋病、クラミジアをはじめとする性感染症の予防について、学校の授業で扱ったり、啓発資料を提示します。	学校教育課 (教育行政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭や保健体育科教諭が、映像や教材を用いて、小中学校で正しい性感染症予防についての授業を実施した。 ・保健室前の掲示板等も用いポスターや自作資料で啓発活動を行った。 	4
				健康課	ポスター・ちらしなどによる啓発を行った。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
① パパママ教室における夫の参加率	20.0%	17.9%	—	—	—	—	20.0%	
② 母子保健サービスに対する満足度	79.7%	—	—	—	—	—	80.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。
前年度までの事業を継続して行い、妊娠・出産に関わる保健施策を提供した。

【指標】

- ①パパママ教室における夫の参加率については、基準値を2.1ポイント下回った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員を30組から20組に削減したことも要因の一つと考えられる。
- ②令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

【今後の対応等】

- ・母体保護に関して、各種事業を通じて相談対応、保健指導及び正しい知識の普及・啓発に努める。
- ・性感染症について、子どもにも分かりやすく指導できるよう教材研究や啓発に努める。
- ・パパママ教室については、新型コロナウイルスの感染が落ち着けば、定員を従来どおりに戻して実施する。

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策 5-2	困難に直面する男女への支援
-----------	---------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		1	2	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
①ひとり親家庭、在住外国人などへの支援	67	ひとり親家庭の自立支援	母子家庭・父子家庭に対して、手当の支給を行うとともに、愛知県の就労支援相談員による相談や、子育て支援サービスを提供するなど自立を支援します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子家庭等の経済的支援を行うため、児童扶養手当、遺児就学手当を支給した。 母子・父子家庭等の自立促進を行うため、自立支援給付金事業を実施した。 母子・父子家庭等の生活支援を行うため、日常生活支援事業を実施した。 母子・父子家庭等の就労支援を行うため、愛知県の就労支援相談員と連携した。 	4
	68	在住外国人への相談体制づくり	外国人の相談について、あいち国際プラザや愛知県女性相談センターと連携し、相談対応や適切に相談を受けられる機関の紹介を行います。	多様性推進課(健康都市推進室)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のための相談先として、あいち国際プラザを案内した。 国や県から提供される新型コロナウイルス感染症に関する情報、出入国に関する情報をホームページに掲載した。 	3
				こども課	<ul style="list-style-type: none"> 手当等について、外国人からの相談を受け付けた。 スムーズな相談窓口の案内ができるよう、数か国語のパンフレットを常時設置した。 	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合	36.0%	40.9%	—	—	—	—	40.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。前年度事業を継続して行い、ひとり親家庭や在住外国人を支援した。

【指標】

相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合は、基準値を4.9ポイント上回り、目標値に達した。ただし、支援が必要な利用者に給付できるよう、今後も周知を進める必要がある。

【今後の対応等】

- 在住外国人への相談体制を整えるため、やさしい日本語を活用して多言語に対応する。
- 広報誌や市ホームページにおいて、在住外国人への相談窓口の周知を強化する。
- 母子家庭等自立支援事業の利用については、児童福祉のしおりやホームページでの周知を通じて認知度を上げていく。

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

【尾張旭市DV防止基本計画】

施策 6-1	暴力を未然に防止する仕組みづくり	重点施策
-----------	------------------	-------------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		4	2	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① DV等の防止に向け意識の啓発提供や	69	DV、ハラスメントなど暴力防止の意識啓発	広報誌・ホームページへの掲載、チラシ等の配布及び設置により暴力防止の意識啓発を図り、DVやハラスメントが起きない環境づくりや、被害者が救済される手だてについての認識を広げます。また、若年層への啓発にも取り組みます。	子育て相談課(こども課)	・チラシ・ポスターの掲示や、関係各課、授乳室等にリーフレットを設置した。 ・広報・ホームページによる相談窓口の掲載。また、内閣府のホームページのリンクを貼り、DV相談窓口についての周知を行った。 ・スカイワードあさひにて、パープルライトアップを実施した。	4
				多様性推進課(市民活動課)	・デートDV防止啓発物品(付箋)を作成し成人式で配布した。(約700個) 作成に当たってはQRコードからデートDVに関するチラシを参照できるようにした。 ・「女性に対する暴力を防止する運動」期間(11/12～11/25)に合わせて、パープルライトアップ(スカイワードあさひ)、チラシ・ポスター設置、DV相談ナビ周知カード(市役所・中央公民館各100枚)を配布した。 ・ハラスメントの相談ができる人権相談周知ポスターを市役所や拠点施設に掲示した。	4
				産業課	市ホームページに「男女雇用機会均等法」の改正について掲載、及び厚生労働省のホームページのリンクを貼り、男女の雇用機会の均等についての周知を行った。	3
② 女性の仕組人権擁護のための	70	相談体制・救済ネットワークの充実	関係機関(愛知県女性相談センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など)との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。	子育て相談課(こども課)	・DV被害の相談を受け、愛知県女性相談センター、警察等と連携し、被害者の身の安全を守るため、速やかな一時保護体制を整えた。 ・日頃から関係機関と連携を図った。	4
				多様性推進課(市民活動課)	・人権擁護委員による人権こまりごと相談を実施した。(月2回) ・複数機関の相談先を掲載した啓発カードを市役所や保健福祉センターのトイレに補充した。 ・市ホームページに、名古屋法務局が実施する人権に関する電話等相談窓口の情報やリンク先を掲載した。	4
	71	性犯罪防止の取組	暗がりを少なくする防犯灯の設置や維持管理に対する補助、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報誌による啓発活動を行います。	市民活動課	・町内会等が申請する防犯灯の設置及び維持管理に対し、随時補助を実施した。 ・地域自主防犯パトロール隊に対して、物品の支援や、「尾張旭市地域防犯パトロール活動費補助金」に基づき、その活動に対して補助金を交付し、支援を実施した。 ・不審者情報があった地域等のカメラ設置状況を調査し、「防犯カメラ設置推進地区」の啓発看板を設置した。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値 令和6年度	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
DVに関する相談窓口の認知度 (「相談窓口を知っている」と回答した人の割合)	45.2%	—	—	—	—	—	60.0%	

【施策評価】

【事業】

すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。

令和2年度新規取組

- ・デートDV防止啓発物品を成人式で配布し、若年層に対する暴力防止の意識啓発に努めた。
- ・「女性に対する暴力を防止する運動」期間(11/12～11/25)に合わせて、DV相談ナビ周知カードを配布した。
- ・ハラスメントについて相談ができる人権相談周知ポスターを市役所や拠点施設に掲示した。
- ・市ホームページに、名古屋法務局が実施する人権に関する電話等相談窓口の情報やリンク先を掲載した。

【指標】

令和2年度はまちづくりアンケート未実施のため、数値未取得

【今後の対応等】

- ・DV、ハラスメントなど暴力防止の意識啓発を図るため、今後も引き続き啓発を行う。
- ・精神的DVについて、被害者が被害を自覚できる啓発について検討する。
- ・パトロールを行う団体の人員確保等課題を検討するため、パトロール連絡会で各団体の要望や意見聴取を行う。

【男女共同参画審議会意見(外部評価)】

- ・成人式で配布したデートDV防止啓発のQRコード付きの付箋はアクセスがしやすく良いと思う。
- ・啓発品は実際には見られずに捨てられてしまうこともある。
- ・DVに関する相談先を周知する啓発カードはピンク色で女性向けの印象がある。男性が被害にあうこともあるので、男性でも相談しやすい色やデザインのカードもあるとよい。
- ・若者に向けたDV防止啓発として、動画配信サイトの活用を検討してほしい。

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

【尾張旭市DV防止基本計画】

施策 6-2	被害者支援の推進
-----------	----------

【事業評価】

評価項目		4 十分実施されている	3 概ね実施されている	2 あまり実施されていない	1 実施されていない(未着手)	
事業評価数		2	2	0	0	
今後の方向性	No.	事業名	今後の方向性	担当課 (R2担当課)	令和2年度実施状況(太字は新規取組)	事業評価
① 一時的な確立保護体制の	72	被害者の緊急一時保護のための環境整備	被害者を一時的に保護するとともに、加害者から離れて自立した生活が送れるよう、入所施設の手配や就労指導などを行います。	子育て相談課(こども課)	・母子生活支援施設入所者へ自立に向けての面談を行った。 ・施設職員と連携し、保護世帯の自立に向けて調整した。	4
	73	関係機関との連携体制の確立	愛知県、児童相談所、警察などの関係機関と連携した被害者保護体制を確立します。	子育て相談課(こども課)	・一時保護のため、愛知県、児童相談所、警察など関係機関と連携を行った。 ・必要に応じて、一時保護の同行支援を行った。	4
② 相談の強化・支援体制	74	相談員の資質の向上	DV被害者の相談や支援に携わる相談員の専門知識の習得や、研修の充実を図ります。	子育て相談課(こども課)	定期的に愛知県女性相談センター等で開催されるDV研修に参加し、相談担当者の知識習得を図った。	3
	75	市職員に対する研修等の充実	DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の普及を図り、資質の向上に努めます。	子育て相談課(こども課)	定期的に愛知県女性相談センター等で開催されるDV研修に参加し、相談担当者の知識習得を図った。	3

【指標】

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値	備考
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度	
相談従事者の研修・セミナー等受講回数	6回	4回	—	—	—	—	6回	

【施策評価】

<p>【事業】 すべての事業が「十分実施」、「概ね実施」となり、一定の取組は進められている。 前年度までの事業の実施内容を継続して行い、被害者の保護体制の確立や、支援体制の強化に努めた。</p> <p>【指標】 相談従事者の研修・セミナー等受講回数は、基準値を2回下回った。新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催が2回、研修実施が2回、中止が2回となったためである。</p> <p>【今後の対応等】 ・被害者の一時保護を迅速に行うため、引き続き関係機関との密接な情報共有を図り、各機関の支援体制に基づいて対応する。 ・DV被害に関する相談員等の資質向上のため、研修等により相談員及び相談担当者への知識の普及を図る。 ・相談従事者の研修・セミナー等受講回数については、情報政策課と連携し、オンラインでの参加体制を整える。</p>
--

指標の推移一覧

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①社会全体での男女の平等感 (「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合)	34.8%	—	—	—	—	—	40.0%
②「LGBT」という言葉の認知度 (「言葉の意味を知っている」と回答した人の割合)	52.0%	—	—	—	—	—	58.0%

施策1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①学校教育における男女の平等感 (「学校教育」について「平等である」と回答した人の割合)	74.1%	—	—	—	—	—	90.0%
②男女共同参画に関する講座の参加人数	62人	17人	—	—	—	—	120人

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

施策2-1 家庭生活における男女共同参画の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①家庭生活における平等感 (「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合)	46.6%	—	—	—	—	—	56.0%
②家事・育児・介護参画への意識 (家事・育児・介護に男性も参画すべきという考え方について「そう思う」と回答した人の割合)	36.6%	—	—	—	—	—	40.0%

施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①地域活動の場における平等感 (「地域活動」について「平等である」と回答した人の割合)	58.7%	—	—	—	—	—	66.0%
②町内会長・自治会長の女性の割合	14.0%	13.6%	—	—	—	—	15.0%

施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①防災会議における女性委員の割合	16.0%	16.0%	—	—	—	—	24.0%
②自主防災組織における女性役員の割合	16.7%	17.5%	—	—	—	—	17.6%

基本目標3 労働における男女共同参画

施策3-1 女性の就労機会の拡大

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①職場における平等感 (「職場」について「平等である」と回答した人の割合)	36.2%	—	—	—	—	—	50.0%
②創業セミナーにおける女性参加者の割合	70.0%	54.5%	—	—	—	—	70.0%

施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①市内ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	4企業	—	—	—	—	5企業
②「あいちワーク・ライフ・バランス推進運動」における市内賛同事業所数	3事業所	3事業所	—	—	—	—	5事業所

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

施策4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①審議会等における女性の割合 (各年4月における尾張旭市の審議会等の女性委員の割合)	40.5%	42.0%	—	—	—	—	40.0%
②市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率	20.3%	20.3%	—	—	—	—	20.0%

施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
男女共同参画人材育成セミナー修了者数	13人	14人	—	—	—	—	18人

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策5-1 女性の性や健康に関する理解の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
①パパママ教室における夫の参加率	20.0%	17.9%	—	—	—	—	20.0%
②母子保健サービスに対する満足度	79.7%	—	—	—	—	—	80.0%

施策5-2 困難に直面する男女への支援

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
相談件数に対する母子家庭等自立支援事業利用者割合	36.0%	40.9%	—	—	—	—	40.0%

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
DVIに関する相談窓口の認知度 (「相談窓口を知っている」と回答した人の割合)	45.2%	—	—	—	—	—	60.0%

施策6-2 被害者支援の推進

指標	基準値 (見直し版策定時)	推移					目標値
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	令和6年度
相談従事者の研修・セミナー等受講回数	6回	4回	—	—	—	—	6回

第2次尾張旭市男女共同参画プラン（中間見直し版）
年次報告書（令和2年度実施状況）
令和3年9月発行

尾張旭市市民生活部多様性推進課
〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話：0561-76-8125（直通）FAX：0561-53-7008